



平成30年4月13日

各 位

会社名 株式会社西松屋チェーン
代表者名 代表取締役社長 大村 禎史
(コード番号 7545 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員 小紫 靖
(TEL 079-252-3300)

役員退職慰労金制度の廃止および制度廃止に伴う打切り支給に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度（以下「本制度」といいます。）を廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、取締役および監査役を対象とした本制度を廃止することといたしました。

2. 制度廃止日

平成30年5月15日開催予定の第62期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって廃止いたします。

3. 制度廃止に伴う打切り支給について

本制度の廃止に伴い、在任中の取締役および監査役（社外取締役および非常勤の監査役を除きます。）に対して、本制度廃止までの在任期間に対する退職慰労金を打切り支給することとし、本定時株主総会に付議する予定であります。なお、支給の時期につきましては、各取締役および各監査役の退任時とする予定であります。

4. 業績に与える影響

当社は、従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、本制度廃止に伴う業績への影響は軽微であります。

以上